

## 「滑川町山田 460 発電所」住民説明会議事録

開催日：令和 7 年 2 月 16 日

時間：11:00～12:30

説明場所：滑川町山田 460 付近（設置現場）

参加人数：住民 13 名（名簿あり）、その他数名先に帰られた方あり

説明者：聖陽株式会社 岡本、紫藤測量登記事務所 紫藤

オブザーバー：滑川町役場 2 名参加

説明資料に沿って説明した後、質疑応答に移った。

現地で 1 周敷地内を歩き近隣住民へ設備の説明を行った。

### 住民からの意見要望

#### ① 強風対策についての意見

建設省の基準風速値は滑川町 30m ですが 34m で強度計算しております。

埼玉県が設計に用いる条件も 30m となっております。よって、今回、太陽光発電設備で強風対策が必要となれば「各住宅全て対応が必要になる」という事になります。

#### ② 水利組合に確認したのか

北側の沼に関しての事だと思いますが、北側には敷地内の水、土砂が流れ出ない為のマウントアップも施し、また、元々の雑木林も約 11m 残す設計となっている事も踏まえ確認の必要性が無いと考えております。

#### ③ 土囊の上を水が流れる

近隣住民の方々へご迷惑をお掛けし申し訳ありません。

設備完成後は管理用地を除き接道面をブロックで区切ることで土砂流出は軽減されるものと考えております。

#### ④ 標識が見えない・草がぼうぼうな設備が多い

他の設備、また計画地において除草が行き届いていないとのご指摘がありました。

弊社では 2 回/年の定期除草を行います。また、それでは足りないようであれば状況に応じて除草いたします。

#### ⑤ 敷地からオーバーフローする回数

滑川町の指導では 70 mm/hr の数値を使う事になっており、現在のトレンチでは雨水は流出しない計算となっております。しかし最近の豪雨の状況は数十年に一度などの大雨が頻発しています。敷地外へ放流できない為、敷地内処理として流出しない対策をしています。マウントアップやブロックで敷地を囲う手立てをしております。

#### 参考

旧基準の 57 mmを超えたのは過去 5 年で 2024 年 8 月に 1 回、2022 年 7 月に 1 回となります（気象庁データより）

#### ⑥ 工事中の道路の清掃

その日の作業終了時に清掃いたします。

また、道路の損傷などが発生した場合、役場へ報告し復旧いたします。

#### ⑦ 前回の説明会

1 回目令和 2 年 10 月 31 日、2 回目令和 4 年 2 月 13 日

#### ⑧ ブロック積みの段数

近場の現場を確認したところ、3 段を基準に下がっている所は下に段数を重ねているようです。

#### ⑨ 伐採日

令和 4 年 6 月～

#### ⑩ 484-1 と 487-1 の境界付近は目隠しが欲しい

目隠しの為一部篠竹を残す

#### ⑪ パネルの配置に配慮して欲しい（前回の意見）

今回の配置図は前회のご意見に対し配慮したレイアウトです。

462 番地と 482 番地は約 6mセットバックしてパネル配置いたします。

また、パネル角度が浅いため（10 度）反射光は上空へ逃げていきます。

#### ⑫ 事故などすべての事柄について補償するのか

賠償責任が発生した場合は賠償いたします。

前회のご意見の中に 1～2 年後に住民の声を聞いて欲しいとありました。非常に良い意見と感じました。設備完成後も近隣住民の方とよい関係でありたいと考えております。気になる点や改善点が有れば可能な限り対応いたします。

次回の説明会について近隣住民代表の方と相談して対応を考えて参ります。

#### 添付資料

メンテナンス業者との契約書

太陽光発電所メンテナンス業務 委託契約書

保守業務委託約款

第1条 (委託業務)

甲は、乙に対し標記の業務(A) (以下、「本件業務」という。)を委託し、乙はこれを受託する。

【受託業者(乙)】

住所

氏名

令和 年 月 日

(A) 委託内容

業務内容	金額
<input checked="" type="checkbox"/> (1) 定期検査 年 1 回 基準検査 (設備の詳細検査) : 年 1 回 巡回点検 (設備の目視点検) : 年 1 回	
<input type="checkbox"/> (2) 緊急対応 (災害・故障・機器不備時の対応)	
<input type="checkbox"/> (3) 年報報告代行	
<input checked="" type="checkbox"/> (4) 巡回り 年 2 回	
<input type="checkbox"/> (5) パネル洗浄 年 回 ※オプション 200円/枚	
内訳 点検費用 _____ 巡回り費用 _____	_____ 円 (税別)

(B) 委託者(甲)・設備情報

委託者 名称 住居	〒374-0133 群馬県邑楽郡枚町枚野2360 聖陽株式会社 株主課 栗原 聖 TEL 0276-82-5514 FAX 0276-82-5516
設備 名称 住居	

(C) 委託開始日

委託開始年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

第2条 (委託料)

1 本件業務の委託料は、標記の金額(A)とする。

2 甲は、乙が指定した銀行口座に委託料を振り込む。振込手数料は甲が負担するものとする。

第3条 (経費等)

本件業務を行う中で修繕が必要なものが見られたときは、乙は甲に要やかにその内容を報告し、甲の指示のもと修繕作業に取り掛かるものとする。修繕作業に必要な費用は甲が負担する。

第4条 (期間)

1 本契約の有効期間は、(C)から1年とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲及び乙がいずれからも異議の申し出がないときは、本契約は自動的に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 甲は、更新の際に委託業務内容の変更を申し出ることができるものとする。

第5条 (善管注意義務)

1 乙は、善良なる管理者の注意をもって本件業務を行うものとする。

2 乙は、委託業務にない業務で、乙からの提案にも関わらず甲が却下した業務によって甲に生じた損害については、責任を負わないものとする。

第6条 (報告)

1 乙は、甲に対して、適宜本件業務の進捗状況について報告する。

2 乙は、発電所およびその付近に、震度5以上の地震、台風その他天災等の緊急事態が生じたときは、甲に対して発電所の状況について確認する。

3 前2項のほか、甲は必要に応じ、本件業務の進捗状況について乙に報告を求められるものとする。

第7条 (再委託)

1 乙は、本件業務の全部または一部を乙の責任において第三者(以下、「再委託先」という。)に再委託できるものとする。

2 再委託先の業務遂行によって甲に損害が発生した場合、乙は再委託先と連帯して当該損害に対して責任を負う。

第8条 (損害賠償)

本件業務の処理に關し、乙の故意または過失による事由(発電所の劣化によるものや天災地災等の不可抗力によるものは除く。)により発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)は、乙が責任を負う。

第9条 (甲の解除権)

1 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、相当期間を定めて催告し、その期間内に履行又は適戻状態の解消がないときは、本契約を解除することができるものとする。この場合、乙は、受領済みの委託料から履行済みの作業分を控除し、甲に返金するものとする。

①乙が業務に着手しないとき、

②前号のほか、乙が本契約に違反したとき、

2 前項の規定にかかわらず、甲は乙に対し、本契約にかかる委託料全額を支払うことにより即時解約することができる。この場合、甲は、即時解約の時点で既に支払済みの委託料があるときは、これを返還して支払うものとする。

#### 第10条（乙の解除権）

乙は、次の各号の一に該当する理由があるときは、相当期間を定めて催告し、その期間内に履行又は違反状態の解消がないときは、本契約を解除することができるものとする。

①甲が委託料の支払いを怠ったとき、

②前号のほか、甲が本契約に違反したとき、

#### 第11条（秘密保持）

1 乙は、本件業務の処理と知り得た情報を第三者に開示してはならない。ただし、甲の承諾を得たときまたは甲の指示があつたときはこの限りではない。

2 乙は、本件業務を再委託する場合は、その委託先との間で本件業務の遂行におけるものと同内容の守秘義務を課すものとする。

#### 第12条（権利義務の譲渡等）

乙は、本契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならないものとする。ただし、事前に書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

#### 第13条（留置）

本契約に定めのない事項が発生した場合、甲及び乙は協議をもって協議し、定めるものとする。

#### 第14条（準拠法・裁判管轄）

1 本契約は日本法に準拠し、これに従って解釈される。

2 甲及び乙は、本契約に起因または関連する一切の紛争については、乙本拠所在地を管轄する地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。